

入札監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	平成28年 8月26日(金) 本部1号館5階 第2会議室	
委員	委員長 長谷川 周義 (公認会計士) 委員 小川 隆文 (不動産鑑定士) 委員 玉田 斎 (弁護士) 委員 熊田 一充 (名古屋大学監事)	
審議対象期間	平成27年 7月 1日 ~ 平成28年 6月30日	
抽出案件(合計)	20件	(備考)
工事(小計)	13件	今回の審議対象期間においては、再苦情の申立て及び同審議依頼はなし。 <抽出案件> 名古屋大学 6件 静岡大学 2件 浜松医科大学 2件 三重大学 2件 岐阜大学 2件 豊橋技術科学大学 2件 愛知教育大学 2件 名古屋工業大学 2件 合計 20件
一般競争入札(政府調達に関する協定対象工事)	3件	
一般競争入札(上記を除く)	9件	
工事希望型競争入札	0件	
通常指名競争入札	0件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務(小計)	7件	
公募型プロポーザル方式	0件	
簡易公募型プロポーザル方式	2件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	4件	
標準型プロポーザル方式	0件	
一般競争入札	0件	
随意契約	1件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし	

※ 委員からの意見・質問、それに対する回答等はできるだけ詳細に記入すること。

質 問	回 答
<p>1. 審議対象工事及び設計・コンサルティング業務の抽出結果について (担当委員より説明) ・特になし</p>	
<p>2. 建設工事及び設計・コンサルティング業務に関する入札・契約手続について ・前年度からの改正点があれば説明いただきたい。</p> <p>・総合評価落札方式の見直しを実施された結果、簡易型(拡大)が廃止され、実績評価型になったという説明であったが、昨年度、総合評価落札方式の見直しについて説明のあった「施工体制確認型」との関係をお教えいただきたい。</p>	<p>・WTO政府調達協定対象工事の基準額が、財務省告示により平成26・27年度においては、6億円以上(設計・コンサルタント業務については6,000万円以上)、平成28・29年度においては、7.4億円以上(設計・コンサルタント業務については7,400万円以上)となっている。</p> <p>・公共工事においては総合評価落札方式の見直しがなされ、簡易型(拡大)が今年度から廃止された。なお、実績評価型が平成26年4月から実施されている。</p> <p>・「施工体制確認型」は原則2億円以上の工事の時に採用できる落札方式である。2億円以上では、1億円以上で採用できる「実績評価型」と「施工体制確認型」のどちらかを選択できる。実績評価型は特に工夫が必要ではなく、技術提案を求める必要のないような従来工事について、業者の負担を減らすことを目的とした、工事実績に基づく落札方式である。</p>
<p>3. 名古屋大学において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について ・随意契約にしてもよい金額設定はどのようになっているのか。</p> <p>・建設工事について、506万円のものゝ随意契約となっているのはなぜか。</p> <p>・設計・コンサルティングにおいて、250万円以上であっても随意契約になる場合があるか。</p> <p>・資料3のP11に、設計コンサルは会計法上100万円以下が随意契約になる旨の記載があるため、100万円以下が随意契約ではないのか。</p>	<p>・建設工事については250万円未満となっており、設計・コンサルティングについても250万円未満となっている。</p> <p>・建設工事における250万円未満は、少額随契と呼んでおり、少額であるため随意契約をしているもの。250万円を超えると一般競争入札が標準であるが、特別な理由がある場合は、特別な理由を付して随意契約にする場合もある。</p> <p>・設計・コンサルティングの場合には、250万円以上であっても、実際には見積り合わせでやっているため、実質的に随意契約の形式。随意契約でも「企画提案型随意契約」をしており、価格で競わせていない。</p> <p>・会計法が適用されるのは国の場合である。国立大学法人は大学独自で会計規程等を定めて実施をしている。</p>

質 問	回 答
<p>4. 指名停止等の措置状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
<p>5. 再苦情処理会議への申立状況について (再苦情処理については申立がなかった旨を報告)</p>	
<p>6. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議(名古屋大学)</p> <p>(1) 工事 一般競争入札方式(政府調達に関する協定適用対象工事)</p> <p>【(東山)RI実験施設新営その他工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙様式2における低入札調査の結果に、「調査前に辞退」とあるが、説明いただきたい。 ・「無効」となった場合に、業者に対してペナルティはないのか。 ・入札調書に「無効」と記載のある業者が、別紙様式2における「調査前に辞退」と記載のある業者という説明であったが、入札調書に「辞退」と記載のある業者は、本当に辞退なのか。 ・予定価格を超過している業者が3社もあり、入札する意味がないのではないかと感じてしまう。何か理由はあるのか。 ・技術資料審査表にある「競争参加資格」の点数については、あくまで「参加資格」の有無を見るだけで、施工体制確認型に影響がある点数ではないという理解でよいのか。 <p>【(医病)最先端医療機能強化拠点新設新営工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院の新築工事という特殊性から、入札者が1社しかないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一番低い金額を提示した業者が、いわゆる「低入札」に該当し、業者にヒアリングしたところ、「ヒアリングに応じられない」という回答であったため「無効」としたものである。 ・施工体制確認型においてはペナルティはない。通常であれば膨大な資料を出させて、さらに指名停止等のペナルティを与えることになるが、業者側の負担軽減を考え、導入されたものが施工体制確認型である。現在この制度は、開始されて2年が経過するが、試行の段階である。 ・その通りである。低入札ではなかったが、純粋に入札を辞退された。辞退の理由までは聞いていない。 ・業者それぞれの積算の積み上げ方の違いとしか説明ができないが、工事期間が長い工事であるため、将来の工事価格の高騰可能性等のリスクを勘案したのではないのか。 ・その通りである。施工体制確認型の評価には影響はない。 ・予算が平成26年から平成28年までの予算と、平成27年から平成29年までの予算が、面積を分けて文部科学省から示達されている。10,000㎡と8,000㎡で合わせて18,000㎡となっている。10,000㎡の先行工事で鉄骨まで建てている。今回は10,000㎡の仕上げと8,000㎡の鉄骨・仕上げを一括して行っている。先行工事の時には、しっかりと入札をして(参加業者2社)、業者を決定している。今回は継続の工事ではあるが、WTOの適用で随意契約は大臣協議となり、通常あり得ないため入札を実施している。

質 問	回 答
<p>・二期に分けて発注することはよくあることなのか。</p> <p>・施行体制確認型が多く適用されているが、理由はあるのか。</p> <p>・これからは施行体制確認型が主流になっていくのか。</p>	<p>・予算が分断されて、文部科学省からの予算が示達される年度が異なる時によくあることである。</p> <p>・低入札であり、重点調査の対象となるような業者に対して、施工体制確認型を適用していなければ、膨大な資料を提出させることになる。さらに重点調査の対象となるような業者に対しては、膨大な資料から不適切な理由を探す作業が非常に負担がかかるため(国土交通省も低入札の重点調査の対象となるような場合には、ダンピング防止のために落札させるのは好ましくないとしている)、業者側、名古屋大学側両方の負担が少ない施工体制確認型を適用している。低入札調査の時に、一つ一つ業者に電話等で施工体制を確認していく利便性の高い方式であるため。</p> <p>・その通りだと考えている。</p>
<p>一般競争入札方式(政府調達に関する協定適用対象工事を除く) 【(東山)農学部A館(西)等外壁改修工事】 ・落札率が46.15%で、入札した4社が、4社とも低入札となっているが、予定価格の設定を適切にすることは難しいのか。</p> <p>・別紙5に一般競争(協定対象外)の実施手順として入札スケジュールがあるが、どこで低入札調査をするのか。</p> <p>【(東山)RI実験施設新営その他機械設備工事】 ・本件では該当しないが、落札者が、その後指名停止となっても、開始後の工事には影響はないか。</p> <p>別紙7のスケジュールにおける施工体制確認、低入札調査、契約日の流れがよく分からないので説明いただきたい。</p> <p>本件の施工体制確認型の手続きにおいて、確認をされる対象となった業者はどの業者か。</p>	<p>・本件外壁改修が足場の数が少なく、工事期間が短いことが分かったため、結果として金額が低くなった。そのため、ダンピングの可能性が低いと判断し、契約した。業者さんとの違いは仮設計画であり、この判断が困難で、予定価格の設定時に反映させることは難しい。</p> <p>・「入札執行の日」に低入札が判明し、そこから2～3週間をかけて調査する。</p> <p>・あくまで指名停止は、入札時に問題になるものであるため、工事には影響はない。</p> <p>・スケジュールの日付は全て、「予定日」である。入札執行の日後、予定価格を下回った業者に対して電話等で「施工体制確認」を実施し、さらに低入札の調査基準価格を下回った業者に対しては低入札の調査を実施する。低入札の調査の段階で、業者は初めて自社が低入札であることが分かる。</p> <p>・予定価格を下回った4社に確認をすることになります。そのうち1社について低入札であることを伝えたところ、辞退されたので、残り3社について、施工体制確認のヒアリングを行っている。</p>
<p>随意契約方式 【(東山)研究所共同館空調設備(PAC-8-5)修繕工事】 ・契約金額が506万円で少額随契基準額の250万円未満ではないため理由書が添付されているが、最終的に随意契約で良いと判断しているは誰なのか。</p>	<p>・理由書の内容を精査し、最終的には総長より委任を受けた「契約担当役」が判断している。</p>

質 問	回 答
<p>(2)設計・コンサルティング業務 簡易公募型プロポーザル方式(拡大) 【(東山)実験研究棟(工学系)新営その他設計業 ・技術提案書を提出させ、建設コンサルタント選定委員会において順位をつけ、1位の業者に対してさらに見積もり合わせを実施する流れか。</p> <p>・建設コンサルタント選定委員はすべて学内委員だが従来と同じか。</p> <p>【その他】 ・国土交通省は、低入札調査を実施した業者との契約は控えるように通知があると聞いたが、低入札調査を実施した業者でも契約しているものがあるのはなぜか。</p>	<p>・その通りである。</p> <p>・規程を設けており、従来と同じである。</p> <p>・国土交通省からの通知は、低入札の中でも、さらに金額が低い「特別重点調査」の対象業者である。「特別重点調査」の対象は直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費については30%のいずれかを下回る入札があった場合である。</p>
<p>7-1. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議(静岡大学) (1)工事 一般競争入札方式(政府調達に関する協定適用対象工事を除く) 【静岡大学(城北)工学部8号館改修その他工事】 ・競争参加資格を確認されるのは、事務局で行うのかあるいは委員会で行うのか。</p> <p>・入札参加者の提案内容の評価方法はどのようなものか。</p> <p>・県内の業者が多いのはなぜか。</p> <p>・なるべく応札者を多くするために近隣の県まで拡大する事は検討されていないか。</p> <p>・評価委員会は、しっかり議事録を作成しているか。</p>	<p>競争参加資格の設定及び確認は、競争参加資格等審査委員会で審議するが施工実績があるかないか等機械的に行えるものが多い。</p> <p>・評価については評価委員会があり、学内委員4名及び学外委員3名の計7名の委員で構成されている。</p> <p>・入札資格者を、静岡県内に本店、支店、営業所を有する業者に限定しているため。</p> <p>・今のところ、静岡県で業者が集まっているが、今後は近隣に拡大することも検討していくことも考えている。</p> <p>・必ず作成している。</p>
<p>(2)設計・コンサルティング業務 標準型プロポーザル方式(拡大) 【静岡大学(城北)講義棟新営設計業務】 ・技術提案書評価の数値については、どのように評価されているのか。</p>	<p>・評価項目のうち、機械的に評価できるものについては事務で、その他についても、ある程度事務の方で案を作成し、委員会において、案について審議がされる形式である。</p>

質 問	回 答
<p>・業務の実施方針に係る技術提案で、具体的な提案内容に優劣の差があるのか。</p> <p>・評価委員会は、工事の場合と同じか。</p>	<p>現場を調査し、仮設計画など実際に起こりうる問題を提示したうえで具体的な解決策などを提案する設計事務所は評価が高くなる。</p> <p>・工事の場合と違い、学内委員4名の構成となっている。</p>
<p>7-2. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議(浜松医科大学)</p> <p>(1)工事 一般競争入札方式(政府調達に関する協定適用対象工事を除く) 【基幹設備(排水設備)その他工事】</p> <p>・施行実績は、浜松市以外でも実績として認められるのか。</p> <p>・「屋外排水設備の改修工事」と「渡り廊下の電気設備及び機械設備」は分けるべきではないのか。工事実績についてもそれぞれで評価するべきではないか。</p> <p>-----</p> <p>(2)設計・コンサルティング業務 随意契約方式 【基幹整備(排水・医療ガス設備)設計業務】</p> <p>・随意契約は金額が低いからなのか。基準額はいくらで設定しているのか。250万円未満ではないのか。</p> <p>・見積徴収業者が3社で、その中で一番金額の低い業者が契約しているが、設計内容の評価等はしていないのか。</p>	<p>・認められる。</p> <p>・渡り廊下は非常に規模が小さく、金額も小さいため十分屋外工事に含めることができると考え、分割するまでの必要性はないと考えた。</p> <p>-----</p> <p>・金額が低いから随意契約である。浜松医科大学では、随意契約の基準を、500万円未満としている。工事についても、随意契約は500万円未満である。</p> <p>・随意契約の場合は、見積を徴収する段階で、仕様書を大学から提示しているため、評価等は実施していない。</p>
<p>7-3. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議(三重大学)</p> <p>【指名停止について】</p> <p>・指名停止のペナルティ期間は3ヶ月であるが、その後も入札に影響はあるのか。</p> <p>-----</p> <p>(1)工事 一般競争入札方式(政府調達に関する協定適用対象工事) 【三重大学(医病)旧附属病院本館とりこわしその他工事】</p> <p>・特別重点調査の後、1位の業者を失格として次点の業者と契約しているが、重点調査の資料を要求しても提出が無かったということか。</p> <p>・要求した資料を満たしていない場合に、足りない部分を要求したりはするのか。</p>	<p>・指名停止とした記録が残るため、期間終了後の入札でも影響はある。</p> <p>-----</p> <p>・資料は提出されたが、本学が要求したものを満たしていないと判断し失格とした。</p> <p>・提出期限までに資料が提出されない場合及び内容に不備等がある場合は失格とし、追加資料の提出等は求めない。</p>

質 問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・要求した資料を満たした場合には、重点調査の対象業者であっても落札することもあるのか。 ・業者の失格については、委員会等で決定しているのか。 ・失格の業者は、ペナルティはあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落札する場合もある。ただし、著しく低い価格での契約は工事が適正に履行されない恐れがあるため、提出資料一式を精査している。 ・特別重点調査に関して、委員会等は特に設置していない。国土交通省の基準を準用した文部科学省の基準により施設部内で判断している。 ・資料が提出されない場合等はペナルティを科す。本件は書類内容に不備等があったが、本学が要求した資料は提出されているため罰則を科していない。
<p>(2)設計・コンサルティング業務 簡易公募型プロポーザル方式 【三重大学(上浜)基幹・環境設備(雨水排水)Ⅱ期設計業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定業者に次順位があるということですが、見積回数が何回なると失格となるのか。 ・随意契約の金額的な基準はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2回ないし3回程度の見積合わせを行った時点で予定価格との間に乖離がある場合は相手方との協議を行う。それでも予定価格を下回らない場合は打ち切りとして、次順位の業者と見積合わせを行う。 ・工事請負、設計・コンサルティング業務ともに250万円未満である。基準額を超える請負業務を競争入札に付することが困難な場合は本学規定に基づき随意契約を締結する。契約手続の際、適用条項及び理由を記載した「随意契約締結理由書」を作成する。
<p>7-4. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議(岐阜大学)</p> <p>(1)工事 一般競争入札方式(政府調達に関する協定適用対象工事を除く) 【岐阜大学(柳戸)黒野寮A・C棟外壁等改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地理的条件の加点について説明願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜市に技術者・資機材等の拠点があれば加点対象としている。これは文部科学省からの総合評価の実施方針を参考に、委員会で決めているものである。
<p>(2)設計・コンサルティング業務 簡易公募型プロポーザル方式(拡大) 【岐阜大学(柳戸)工学部校舎(B・C棟)Ⅳ期改修設計業務(建築)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設コンサルタント選定委員会の構成メンバーは、学内委員のみか。 ・事務で評価点の案を作成するのか。 ・入札の公示方法はどのようにしているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学内のみ3名の委員で構成されている。 ・機械的に作成できる部分については作成するが、基本的には委員に対して事前に技術提案書を送付し、委員会において合議により評価している。 ・文部科学省のHP、学内の掲示、業界新聞への掲載による。

質 問	回 答
<p>7-5. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議(豊橋技術科学大学)</p> <p>(1) 工事 一般競争入札方式(政府調達に関する協定適用対象工事を除く) 【クラブハウス・サークル施設新営その他工事】 ・低入札業者が落札しているが、経緯を説明いただきたい。</p> <p>・業者に対する低入札調査の内容は、しっかりと記録を残しているか。</p> <p>・低入札の契約が多いようであるが何か理由があるか。</p> <p>・地域要件はあるか。</p> <p>・随意契約の金額の条件はあるか。</p> <p>・不落になった場合、不調になった場合における、その後の対応はどのようになるのか。</p>	<p>・予定価格算出の調査の段階で、落札した業者にも調査をしていたが、結果として低入札の落札となった。発注時期が6月であったため、当該落札業者においては、未だ他の工事予定が無く、契約を取りにきた結果、安価になったという経緯がある。</p> <p>・残している。</p> <p>・建築工事はないですが、電気・管工事は、参加業者が多くいまして、発注時期や業者の手持ちの工事との兼ね合いで低くなることあると思われる。</p> <p>・建築・電気・管等の工事に地域要件はある。愛知県内、静岡県内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所等が所在することである。</p> <p>・250万円未満となっている。昨年、1件であるが2度入札を行ったが、不調、再公告の結果、やむを得ず300万円であるが、業者を探し、随意契約にした例がある。9月、10月頃の契約であり、豊橋市の契約が決まってしまうと、技術者がいなくなるという背景がある。</p> <p>・不落の場合は、不落随契として、一番価格の安い業者との随意契約となる。不調の場合は再公告し、それでも業者がいなければ、分割発注や、随意契約先を探す手続きとなる。</p>
<p>(2) 設計・コンサルティング業務 簡易公募型プロポーザル方式(拡大) 【図書館改修設計業務】 ・見積もり合わせを繰り返した結果、半額以下となっているが、どのような経緯があるのか。</p> <p>・「特定結果書」の記載方法について、特定されなかった理由が、「課題についての提案」の点で当方の希望するところに至らなかったため。」とされているが、大学に保存される資料であるならば、第一順位の業者について、見積もり合わせが上手くいかなかった場合に第二順位業者に決定する理由が難しくなるため、「点数」を記載したり、「第一順位とならなかったため」と記載した方がよいのではないか。</p>	<p>・見積もり合わせであるため、業者と面談し、話し合っていく過程で、業者側が工事としてはそこまで大規模ではないことを理解され、半額以下となった。</p> <p>・助言いただきありがたい。大学に持ち帰り、相談のうえ判断したい。</p>

質 問	回 答
<p>7-6. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議(愛知教育大学)</p> <p>(1) 工事 一般競争入札方式(政府調達に関する協定適用対象工事を除く) 【教育総合棟等改修電気設備工事】 ・電子入札か。</p> <p>・低入札業者と契約する場合はどのような手順か。</p> <p>【教育総合棟等改修その他工事】 ・落札者の「安全管理に留意すべき事項」について、評価点が2点(10点満点)となっているが大丈夫か。 ・評価点は公開されるのか。 ・評価をする委員会はどのようなものか。</p>	<p>・今は全て電子入札となっている。</p> <p>・「契約審査委員会」という委員会で、業者から提出された資料について審査し、問題がないかどうかを判断し、最終的には「契約担当役」が決定する。</p> <p>・工夫されている部分がなく、一般的であるということであり、危険であるということではない。</p> <p>・公開される。</p> <p>・総合評価審査委員会であり、外部有識者1名、学内3名(財務部長、財務企画課長、施設課長)が委員である。</p>
<p>7-7. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議(名古屋工業大学)</p> <p>【指名停止について】 ・指名停止は3ヶ月が多いのか。</p> <p>(1) 工事 一般競争入札方式(政府調達に関する協定適用対象工事を除く) 【名古屋工業大学講堂新営工事】 ・総合評価落札方式であるが、最終的に入札者が一社になったため、総合評価落札方式は関係なかったということか。</p> <p>・随意契約の金額的条件はあるか。</p> <p>・低入札の業者に決定する手順はどのようなものか。</p>	<p>・文部科学省に相談すると、3ヶ月が多い。</p> <p>・その通りである。</p> <p>・250万円未満となっている。</p> <p>・「契約担当役」の決裁でやっており、委員会等は特に存在しない。</p>
<p>(2) 設計・コンサルティング業務 簡易公募型プロポーザル方式 【名古屋工業大学国際学生寮整備事業アドバイザー業務】 ・PPP、PFIのアドバイザーを専門にする業者は少ないと思われる。PPP、PFIを事業としてやっている業者にアドバイザーをお願いしてはどうか。</p>	<p>・事業者にアドバイザーをお願いすると、その業者が事業として本学に参入できなくなってしまうため、非常に難しい。</p>